

議案第 40 号

専決処分の承認を求めるについて

次の事項について、令和3年3月31日付けで専決処分したので報告し承認を求める。

令和3年 5月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 藏

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について

〔 令和 3 年 3 月 31 日
条 例 第 16 号 〕

太宰府市都市計画税条例(昭和58年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第16項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太宰府市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。